

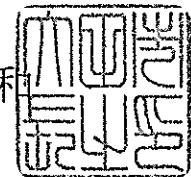
大田市公告第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により大田市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、大田市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、大田市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、大田市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和4年2月4日

大田市長 檀野弘和



1. 縦覧場所 大田市役所産業振興部森づくり推進室

2. 縦覧期間 自 令和4年2月4日

至 令和4年3月7日